

2006年6月27日

大分市長 釘宮磐殿

大分生活と健康を守る会
会長 福間健治

平素より、市民の暮らし福祉の向上のために、ご尽力していただいていることに、敬意を表します。

さて、低所得者を取り巻く状況は、政府の「構造改革」路線、また自治体の「行政改革」の名による福祉施策の抑制政策などにより、益々厳しさをましています。

つきましては、市民の「暮らし・福祉を守る」立場を堅持していただき、下記の切実な諸要求に誠意をもって応えていただきますようお願いいたします。

要求書（案）

（生活保護）

- 1、生活保護の国庫負担率の削減に反対すること。
- 2、老齢・母子の加算の廃止はやめ、住宅扶助や勤労控除などを引き上げ、「健康で文化的な生活水準が維持できる」ようにすること。
- 3、住居がないことを理由にした生活保護の申請拒否をやめること。
- 4、「生活保護の決定は14日以内」の法的期限を守ること。遅れる場合はその理由を法定期限内にすみやかに申請者に通知すること。
- 5、「就労・自立支援」の名による保護費の削減と打ち切りはやめること。
- 6、生活保護法にはない「保護申請の取り下げ」「辞退届」をやめること。
- 7、自動車の使用・借用・保有の一律禁止は改め、普及率の向上と「資産・能力の活用」の視点から、実状に即して対応すること。

（市営住宅）

- 1、低所得者・高齢者・母子・障害者が入居できる住宅を大量に建設すること。
- 2、家賃の減免基準は、生活保護基準の改定にともなって見直しすること。
- 3、障害者・高齢者世帯などの、住み替え規定は、同一団地内の1階のみに限定せず、他団地のエレベーター付き住宅も対象にすること。
- 4、市営住宅の修理・修繕は速やかにおこなうこと。
- 5、名義人が死亡したときなどの使用継承を原則、配偶者とするなどの法的拘束力のない通達にこだわらず、高齢・障害・低所得者など実態に応じて継承を認めること。

（高齢者対策・介護保険）

- 1、介護保険法の「改悪」にともなうホテルコスト「施設入所者の食事代・住居費の全額本人負担」が負担できず、低所得者が施設に入れなかったり、追い出されることのないよう、大分市の減免（助成）制度をつくること。
- 2、特別養護老人ホームや老人保健施設を大量に増やし、待機者をなくすこと。
- 3、介護保険料の減免申請者に対する預貯金調査などのプライバシー侵害はやめ、所持金額を大幅に引き上げること。

（障害者対策）

- 1、「障害者自立支援法」の成立で、障害者の生存権を無視して押しつけられた加重的な利用料や医療費負担を軽減するために、市が助成措置をおこなうこと。

（子育て・教育）

- 1、30人学級を3年生以上に拡大すること。学習の遅れがちな児童・生徒に対する特別な対策を強めること。
- 2、リストラ・失業などの経済的理由で高校にいけない生徒、退学を余儀なくされる生徒がでないように、各種奨学金制度を充実すること。
- 3、暮らしや教育の負担が厳しい情勢に応じて、就学援助の適用基準を引き上げ、予算を増やし、希望者に全員適用すること。

（国民健康保険・医療制度）

- 1、国・県に対し、国保財政への負担増を要求すること。
- 2、生存権を無視した短期保健証や資格証明書を発行などの、保険証とりあげはやめること。制裁措置は悪質滞納者に限定すること。
- 3、一方的に改悪した国保税の低所得者減免制度はせめて元の基準に戻すように再検討すること。
- 4、国保法第44条にもとづく一部負担金免除制度を利用しやすいものに改善すること。
- 5、医療改悪法の撤回と負担増中止を国に要求すること。療養病床の削減、患者追い出しをしないこと。必要な医療は保険適用すること。
- 6、「乳幼児医療費助成制度」改正前の3歳未満時の入院・通院。未就学児の入院の医療費無料の助成制度と入院時の食事療養費助成制度を継続すること。
- 7、母子・父子医療費助成は、現物給付にすること。

その他

- 1、生活保護世帯や準用保護世帯に夏季見舞金を支給すること。
- 2、低所得者ほど重い負担となる消費税の増税計画に反対すること。

以上